

適合判定の申請手数料算定について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条の計画を提出するにあたり、提出区分、対象床面積及び手数料算定は、下記の通りで相違ありません。

市川市長 宛

平成 年 月 日
申請者又はその代理者

(氏名)

印

※自署の場合捺印を省略できます。

1 : 手数料一覧表を確認し、下記の表に記入して、申請の提出時に一緒にご提出ください。

申請の種類		規模	金額
非住宅 (新築)	非住宅部分	: 延面積	m ² 円
	非住宅部分 (適用除外用途)	: 延面積	m ² /
	非住宅部分 (高い開放性を有する部分)	: 延面積	m ² /
	建築物全体	: 延面積	m ² /
非住宅 (増改築)	既存部分	: 延面積	m ² /
	増改築非住宅部分 (適用除外用途)	: 延面積	m ² /
	増改築非住宅部分 (高い開放性を有する部分)	: 延面積	m ² /
	増改築部分 ≥ 300m ² (かつ建物全体 ≥ 1/2)	: 延面積	m ² 円
	建築物全体	: 延面積	m ² /
複合 建築物 (新築)	住宅部分 (住戸部+共用部)	: 延面積	m ² /
	非住宅部分	: 延面積	m ² 円
	非住宅部分 (適用除外用途)	: 延面積	m ² /
	非住宅部分 (高い開放性を有する部分)	: 延面積	m ² /
	建築物全体	: 延面積	m ² /
複合 建築物 (増改築)	増改築住宅部分 (住戸部+共用部)	: 延面積	m ² /
	増改築非住宅部分 ≥ 300m ² (かつ建物全体 ≥ 1/2)	: 延面積	m ² 円
	増改築非住宅部分 (適用除外用途)	: 延面積	m ² /
	増改築非住宅部分 (高い開放性を有する部分)	: 延面積	m ² /
	既存部分	: 延面積	m ² /
	建築物全体	: 延面積	m ² /
計画変更 軽微変更	上記区分の金額の1/2	: 延面積	/ 円
合計			円

建築物省エネ法 適合判定提出手数料

(円)

面積区分		モデル建物法	モデル建物法以外	
12条 (適合判定)	非住宅部分	300㎡未満	92,000	242,000
		300㎡～2000㎡未満	155,000	392,000
		2000㎡～5000㎡未満	251,000	559,000
		5000㎡～10000㎡未満	328,000	689,000
		10000㎡～25000㎡未満	395,000	815,000
		25000㎡以上	463,000	929,000

- ※ 変更認定申請手数料は、当該各部分の区分に応じた額を1/2した額とする。
- ※ 軽微変更該当証明書申請手数料は、当該各部分の区分に応じた額を1/2した額とする。
- ※ 確認の併願をする場合、上記金額に確認申請審査手数料が別途加算されます。
- ※ 建築設備に係る審査が含まれる場合には、建築設備及び工作物審査手数料が別途加算されます。